

関係事業者の皆様

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づく
「指定物質・有機化学物質等」に関する届出について
～電子申請移行のお願い～

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課
化 学 兵 器 ・ 麻 薬 原 料 等 規 制 対 策 室

平素より化学兵器禁止関連政策へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

化学兵器禁止条約が平成9(1997)年4月に発効し、化学兵器禁止法は同年5月に施行されてから、本年で27年もの歳月を経ました。その間我が国は、化学兵器禁止条約の一締約国として、ご関係事業者皆様のご理解、ご協力を賜りながら、その条約および化学兵器禁止法令の的確な執行を通じ、我が国、そして、国際社会における安心、安全を築くことに寄与してまいりました。

まずは、ご関係事業者の皆様へ、これまで、そして平素からの化学兵器禁止制度へのご理解、ご協力を賜っておりますこと、感謝申し上げます。

さて、化学兵器禁止法に基づく指定物質・有機化学物質等の予定／実績届出につきましては、令和4(2022)年度の届出より電子届出(電子申請)を開始いたしました。事業者の皆さまにご理解・ご協力をいただき、令和5(2023)年分の実績届出の時点で、その届出件数全体のうちの約8割を電子届出(電子申請)でいただくことができました。ご関係事業者の皆様のご理解、ご協力に感謝申し上げます。

ご関係事業者の皆様の電子申請への移行にあたりましては、できる限り容易かつ円滑に移行していただけますよう、ご希望に応じて“入力済電子申請エクセルファイル”(以下、下書きファイル)のご提供を行っておりますので、まだ電子申請をご利用でない方は、是非、この下書きファイルもご活用ください。

令和6(2024)年分の実績届出において**届出期限は、令和7(2025)年2月 28 日(金)まで**、電子申請を行っていただくにあたっての注意事項は、下記のとおりです。ご確認の上、電子申請への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

(1) 令和6(2024)年分の実績届出より電子申請を開始される場合

これまで化兵法届出において電子申請をされたことがなく、令和6(2024)年分の実績届出より電子申請を開始される場合は、e-Gov にログインするためのアカウントの取得や、個別認証 ID・パスワードの発行が必要となります(個別認証 ID は化学兵器禁止法の届出専用の ID が必要です。)。経済産

業省のホームページ^{※1}に掲載の「化学兵器禁止法に基づく指定物質・有機化学物質等電子届出（電子申請）マニュアル」（以下、「電子届出マニュアル」）をご参照いただき、以下の事前準備をお願いいたします。

①「個別認証 ID・パスワード」の取得（**令和7(2025)年2月 21 日(金)まで**）：

管轄の経済産業局経由にてお送りさせていただきます「化兵法電子届出（電子申請）事前登録シート.xlsx」（事前登録シート）に必要事項を入力いただき、直近過去の届出ファイル（日本語様式のみでも構いません）を添えて、登録シート記載のメールアドレスまで**令和7(2025)年2月 21 日(金)までに**お送りください（輸出入事業者の場合は、経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室までお問い合わせください。）。

ご希望に応じて、「入力済電子申請エクセルファイル」（下書きファイル）を提供させていただきますので、下書きファイルを更新して、電子申請されるファイルをご準備ください。

② e-Gov ログイン用アカウントの取得：

「電子届出マニュアル」の9ページ及び e-Gov のサイトをご参照いただき、アカウントを取得してください。

③ e-Gov のインストール、マイページの設定等：

「電子届出マニュアル」10 ページ～12 ページ及び e-Gov のサイトをご参照いただき、アカウントを取得してください。また、マイページの設定を行ってください。

(2) 過去の届出において電子申請を行ったことがある場合

過去の届出において電子申請を行ったことがある場合は、すでに e-Gov 個別認証 ID 及び e-Gov 個別認証パスワードは登録済みですので、事前登録シートの再提出は不要です。

経済産業省のホームページ^{※1}から最新の電子申請ファイルをダウンロード後、同ホームページにございます「電子届出マニュアル」の電子申請ファイルの主な変更点及び注意事項（i ～ iv ページ）をご参照いただき、令和5(2023)年分の実績届出の際にご提出いただきました電子申請ファイルのデータを最新の電子申請ファイルに転記・更新の上、電子申請を行ってください。

下書きファイルの送付はございませんので、ご注意ください。

以 上

^{※1} 届出関係ホームページ：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html